**平成２４年（フ）第４５５号**
堺市西区上野芝向ヶ丘町６丁１番34―501号
債務者　山元　ユミ
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２４年（フ）第８４号**
高知市槙山町13番10号　第一明石コーポ106、申立時の住所高知市潮見台３丁目1501番地
債務者　澤田　和幸
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第１７０号**
高知市前里199番地
債務者　勝賀瀬順一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月20日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第８２号**
北海道苫小牧市矢代町１丁目７番26号　渋田アパート２階
債務者　山本　輝吉
1　決定年月日時　平成24年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

**平成２４年（フ）第１２号**
岩手県二戸市上斗米字梅木30番地７
債務者　小舘　芳樹
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２４年（フ）第２０号**
岩手県九戸郡九戸村大字戸田第21地割49番地113
債務者　山下　勝彦
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２４年（フ）第２２号**
岩手県二戸市石切所字前田27番地４
債務者　大羽澤英樹
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２４年（フ）第２３号**
岩手県二戸市福岡字八幡平71番地１
債務者　大清水　榮
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２４年（フ）第２３４号**
神奈川県小田原市蓮正寺707番地の４　アーバンシティ小田原蛍田313号室
債務者　小松田順子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２４年（フ）第１４３号**
愛知県一宮市明地字鞆東32番地１
債務者　猪飼むつみ
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１８２号**
愛知県刈谷市小垣江町上半ノ木11番地14　コーポカモメ101号
債務者　サルミエント　アイリン　フェレール（旧姓酒谷）
1　決定年月日時　平成24年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第１２１号**
香川県高松市中野町５番１　市営住宅中野町団地201号室
債務者　佐野　早苗
1　決定年月日時　平成24年５月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２４年（フ）第１３７号**
福岡市南区桧原２丁目10番23―405号
債務者　山本　　渉
1　決定年月日時　平成24年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第３５０号**
福岡市東区土井１丁目21番８号
債務者　矢田部好子
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４０８号**
福岡市西区小戸４丁目３番５号
債務者　友寄　英雄
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４８３号**
福岡市東区松田３丁目９番２―705号
債務者　中原　末男
1　決定年月日時　平成24年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第５０５号**
福岡市西区横浜１丁目44番８号
債務者　丹　　敏幸
1　決定年月日時　平成24年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部